第十四条の三第四項中「第二項第三号から第五号まで（第四号ハを除く。）、同項第七号（同号ロを除く。）、同項第八号（同号ロ及びハを除く。）及び同項第十号から第十五号まで（第十一号イ、ロ及びハを除く。）」を「第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号、同項第十四号、同項第十六号、同項第十七号（同号イ、ロ及びハを除く。）及び同項第十九号から第二十一号まで」に、「同項第三号中「防護区域又は周辺防護区域」を「同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「当該防護区域及び当該周辺防護区域」を「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」に、「同項第四号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」を「同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「当該防護区域又は当該周辺防護区域」を「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」に、「同項第五号中」を「同項第六号中」に、「同項第十一号中「二以上の連絡手段により迅速」を「同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十七号中「見張人の詰所から」とあるのは「見張人から」と、「定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速」に改める。

第十六条の二第一項第十三号を同項第十八号とし、同項第六号から第十二号までを五号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　非常の場合の対応に関すること。

第十六条の二第一項第四号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八　情報システムセキュリティ計画に関すること。

第十六条の二第一項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の十一第一項の表第十二号ロ及びハ中「防護区域又は周辺防護区域」を「第三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。

第三条の三第二項第十五号を同項第二十二号とし、同項第十二号から第十四号までを七号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、「及び周辺防護区域内」を「、周辺防護区域内及び立入制限区域内」に改め、「関係機関への連絡は」の下に「、定期的に」を「連絡手段により」の下に「、かつ他人が傍受できない方法により」を加え、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　火災等により見張人の詰所が使用できない場合に、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずること。

第三条の三第二項第十号を同項第十六号とし、同項第九号中「若しくは周辺防護区域」を「、周辺防護区域若しくは立入制限区域」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三　使用施設等及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四　前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五　特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設し、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

第三条の三第二項第八号中ロを削り、ハをロとし、同号を同項第十一号とし、同項第七号ロ中「第九号」を「第十二号」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次を加える。

(3)　施設内の作業については、二人以上の者に同時に行わせること。

第三条の三第二項第七号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　特定核燃料物質の工場又は事業所内（周辺防護区域内を除く。）の運搬については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ　見張人に運搬する特定核燃料物質を監視させること。

第三条の三第二項第六号ロ中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ駐車の用に供する区域を定め、防護区域又は周辺防護区域に立ち入る車両は、当該駐車の用に供する区域内に駐車させること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

第三条の三第二項第四号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「及び当該周辺防護区域」を「、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、さく等の障壁によつて区画すること。

第三条の三第三項を次のように改める。

3　第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号及び第八号ロを除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域又は当該立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防